

全自者協ニュース

JAAS (Japanese Association of Autism Support)

- ・全自者協ニュース／第39号／2012年（平成24年）3月
- ・発行所＝全国自閉症者施設協議会・事務局 ☎ 0975-78-0818
- ・発行人＝五十嵐康郎・編集人＝森下尊広・URL <http://zenjisyakyo.com>



平成23年11月17日（木）、18日（金）の2日間にわたり岐阜県岐阜市の都ホテルを会場に第25回全国自閉症者施設協議会岐阜大会が開催されました。全国から約250名の参加者があり、今大

「第25回全国自閉症者施設協議会 岐阜大会」報告

全国自閉症者施設協議会第25回岐阜大会主管施設

伊自良苑

施設長 平下博文

会のテーマとして掲げた「自閉症の人の意思決定を支える支援者に必要な専門性を問い直す」に沿って、自閉症の人の暮らしやそれを支える者の資質や専門性、自閉症者施設のあり方について熱心に協議、意見交換がなされました。

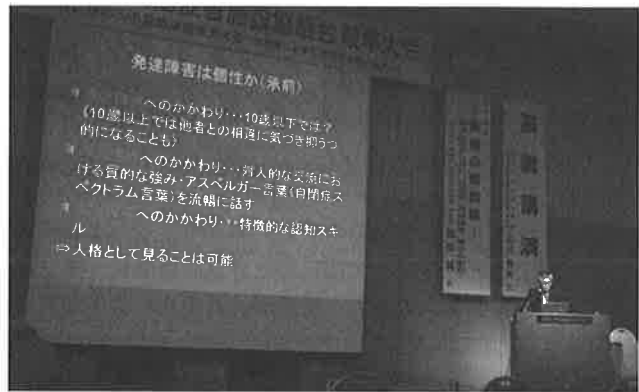
大会初日は、午後から開会式を行い、日本自閉症協会山崎晃資会長始めご来賓各位からご挨拶をいただきました。開会式の後、日本自閉症協会顧問（前会長）全国自閉症者施設協議会副会長、社会福祉法人嬉泉常務理事石井哲夫氏の「自閉症に関わる新たな施設療育」―自閉症援助技術の展開について―の基調講演があり、本大会趣旨について具体的な協議内容をご提示いただきました。

次に記念講演として、岐阜大学医学部精神病理学分野准教授高岡健先生に、「『医療の最前線』―精神医療から見た「自閉症・発達障害」最近の動向―」を演題に、医

療から見た最近の自閉症・発達障害についての見方や捉え方、そこからの共生社会のあり様を示唆する内容のご講演をいただきました。

次の行政説明では、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室の小林真理子発達障害対策専門官から、東日本大震災の復興支援の状況と共に最近の障害者施策の動向について、特に発達障害に係るものを中心に説明いただきました。

大会初日のプログラム終了後、同ホテル内にて情報交換会が行われ、発達障害の支援を考える議員連盟の副会長で今大会開催岐阜県選出の国会議員でもある野田聖子代議士も出席され、自閉症・発達障害におけるこれからの法施策の整備等について報告がありました。山崎晃資自閉症協会会長始め、小林真理子発達障害対策専門官、



岐阜大会に参集された全国の施設関係者の皆さんの有意義な交換の場となりました。

大会二日目の午前中は、シンポジウムが行われました。あさけ学園の近藤裕彦施設長の司会により5名のシンポジストが今大会のテーマに基づいて、意見発表や協議がなされました。まず、話題提供では、施設支援の立場から袖ヶ浦のびろ学園の沼倉実施設長が、

親や家族の立場から日本自閉症協会の石丸晃子理事が、地域での相談支援の立場から埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」の藤平俊幸センター長が、それぞれの立場からの意見発表がありました。指定討論では、厚生労働省の小林真理子発達障害対策専門官より、行政から望まれることや求められることなどについて提言があり、全国自閉症者施設協議会の五十嵐康郎会長からは、自閉症施設協議会としての施設支援のあり方等のご提言がありました。その後、シンポジストの皆さんで自閉症の人のその人らしい暮らしと、それを支えるものの資質や専門性について議論を深めていきました。

午後からは4つの分科会ごとに掲げたテーマに沿って協議がなされました。

第一分科会「入所施設の役割を改めて考える」

3施設からの入所施設の取組みの報告を受け、自閉症の人にとっての施設の役割・機能

についてフロア一体となつて確認することができました。

第二分科会「重度自閉症者の意思

決定を尊重した個別支援計画とは」

自閉症状の重い人のニーズを汲み取るための様々な実践報告から、私達の支援のあり方について議論を深めることができました。

第三分科会「自閉症のある人たちの社会での生活と支援を考える」

本人の想いやライフイベントに寄り添った支援について、2つの事例発表から、一人ひとりの人生

に寄り添い支援することの意味と支援者の専門性に及ぶ内容の、意義深い分科会になりました。

第四分科会「専門性を高める」

激しい行動障害を示す自閉症の人への支援」

2つの実践事例発表を受け、援助技法の違いを超えて確認できる

共通点は何かを見出す議論を深めることができ、援助者の専門性を

改めて考えることができました。

どの会場も、実践発表をもとに活発な意見交換がなされ充実した分科会となりました。

本大会はテーマに掲げた、今どうしても問い直しておかなければ

ならない「自閉症の人の意思決定を支える」支援者に必要な専門性

とは」を参加者全員が意識した



熱心活発な議論があり、内容の濃い研究大会になりました。

さらにこのテーマを追求していくことが今後の私達に課せられた大きな役割に思われます。来年度は関東ブロックが開催担当されます。この思いが来年に引き継がれることを期待して岐阜大会の報告いたします。

障害者虐待防止法

毎日新聞論説委員

野 沢 和 弘

障害者虐待防止法が昨年の通常国会で成立し、今年（2012年）10月から施行されることになりました。すべての市町村に虐待防止センターの設置が義務付けられ、現在各地で研修会が行われ急ピッチで法施行に備えた動きが見られます。施設経営者や職員などからは警戒の声も聞かれますが、この法律は（障害者をいじめる悪いやつを見つけて罰してやれ）というような単純なものではありません。よりよい支援を構築していくためにどうすればいいのかを各職場で考え、崇高な障害者福祉の理念を実践していくための機会ととらえていただきたいと思います。

「障害者虐待」とひとことに言いますが、すべての障害者が虐待を受けているわけではありません。むしろ判断能力やコミュニケーション能力に長けた障害者の場合には虐待にあうリスクは低いと言ってもいいと思います。逆に、どのような状況に自分が起きているのか、嫌だということ周囲にどうやって伝えていいのかわからないという特性のある障害者は虐待にあうリスクが高いと言えます。知的な遅れをともなった自閉症児者もつとも虐待リスクが高い部類に入るのはないでしょうか。

つまり、対等な力関係にある人同士では虐待は起きないのです。もちろん、殴ったり、蹴ったりという権利侵害は対等な関係の相手とも起こり得ますが、それは暴行とか傷害など刑法犯になり得る行為として見られるべきもので、虐待とは少し違う次元の問題として考えないといけません。虐待とは本来（保護する、保護される）という関係性の中で起きる問題です。親と子、施設職員と障害者、教師と児童・生徒、経営者・職場の管理者と雇用されている障害者、医療スタッフと患者という関係です。

児童虐待は「child abuse」と英語で言われますが、「abuse」とは「乱用」「誤用」「悪用」などの意味があります。親権を乱用（誤用）して子どもを傷つけることを親による児童虐待といのです。施設職員や教師には親権はありませんが、本来障害のある人を保護・養護（擁護）・代弁する立場の人が、その立場と権限を乱用（誤用）して障害児者を傷つけてしまうことを障害者虐待と言います。車いすの人や視覚障害者の中には弁護士や国会議員になる人もいます。彼らのように障害があっても判断能力もコミュニケーション能力が人並み以上にある人は、何らかの支援は必要かもしれません。それが「保護」や「養護」などとはかなり違う概念の支援になるのではないかと思います。本来対等な関係でなければいけないのに障害を理由に理不尽な扱いをされるのが「差別」であるのに対し、本来対等ではない関係性の中で行われるのが「虐待」なのです。ずっと昔から虐待はありました。子どもに対する親からの虐待、障害児者に対する虐待も起きていました。しかし、日本は家族内の養護によって福祉が担われてきた国であり、障害児者や子どもを独立した人格として認めるといふよりも、むしろ（法は家庭に入らず）の原則が重視されてきました。家族という「ブラックボックス」の中で保護・養護されるべき存在として位置づけられてきたと言えるかもしれません。

わが国では障害児者は福祉の対象外だったなどと言うと驚かれるかもしれませんが、戦後の社会福祉は生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法からスタートしました。国家が起こした戦争によって生活困窮者になった人々、戦災孤児、傷痍軍人の方々を国家の福祉で救済しようという発想です。そこには一般家庭の障害児者、お年寄り、子どもたちは含まれていませんでした。では、だれが彼らを保護したり支援したりするのかといえば、それは家族です。

福祉や医療制度は国によって

さまざまに違いがありますが、その主たる担い手は「家族」か「政府」か「市場」に求めることになります。「市場」の支え合いの比重が大きいのが日本、政府による公的福祉の比重が大きいのはスウェーデンなど北欧諸国が有名です。「市場」はアメリカということになります。家族が福祉を担ってきた日本の国民負担率が低いのはそのため、家族では担うことが難しい場合は例外的に行政処分として公的な福祉が発動されることとなります。それが措置制度です。あくまで「処分」ですから、福祉を受ける側に選択権などはなく、行政の都合でどのような福祉を与えられるかが決められたわけです。その時には「養育不能」という烙印を家族は押されることとなります。公的な福祉や支援が足りないから家族が追い詰められ孤立して虐待をしたり、経済的困窮に陥って養育ができない状態になっているのに、公的な役割や責務は棚に上げて「養育不能」という言葉で家族にはかり責任を押し付けている理不尽さを感じたものでした。

特に自閉症はかつて、親の愛情不足や不適切な育て方が原因とされていた時代があり、公的な福祉の対象とされるようになったのはほんの最近、いえ、障害者自立支援法ではこの春に施行される改正法で初めて自閉症が対象とされたほどです。福祉の網からこぼれ、親の責任にされ、孤立した中で親たちはどれほど追い詰められてきたことでしょうか。児童虐待の加害者・被害者の中に自閉症の親子が多いことは以前から指摘されてきました。最近も新聞もテレビも親子の無理心中事件をニュースとして取り上げることが少なくありませんが、時々いまだに耳にする無理心中事件で子どもに発達の遅れや自閉傾向があるとのケースがあります。虐待されたり死の道連れにされる子どもにとっては理不尽の上ないことではありませんが、親を虐待の加害者と責めるだけでは根本的な問題解決にはならないと思います。

虐待を予防したり再発防止を図ったりする際に考えなければならぬのは、養育者の支援です。誰だっけわが子を苦しめたか虐待している親はいないと思えます。施設関係者にしても職場にしてもそうです。今回成立した障害者虐待防止法には養育者の支援も重要なポイントとして位置づけられています。自閉症という障害の特性を理解し、家族が置かれている状況を理解し、支援が不足しているために家族を孤立させたり、福祉事業所や働く場での適切な指導がなされたりしていることを少しでも解消していきたいものです。

特に自閉症の人の支援の現場では自傷他害などといわれる「問題行動」に対して身体拘束・行動制限が行われることがよくあります。ほかの利用者にかみつく、職員の髪を引っ張る、自分の頭を自分でなぐる、道路に飛び出す、健康診断で血液検査をする際にいやがって暴れる障害者を押さえ付ける……。本当はそんなことをしたくはないけれど、本人の健康や生命を守るためには仕方がない、そう思っただけでやられているのではないのでしょうか。

介護保険の指定基準では「禁止されるべき身体拘束」としていくつかの類型が具体的に列挙されていますが、障害者の場合はそう簡単なことではありません。しかし、支援する側が「本人の健康や生命を守るためだ」と思っただけでやることが相手に伝わっていないでしょうか。わけのわからない状況で身体拘束されることにより、恐怖や不安や自己否定を引き起こし、それが尊厳の損傷や心的外傷につながり、さらなる問題行動の誘因となったり問題行動をエスカレートしているのではないのでしょうか。その場しのぎで力づくの支援はやはり本質的な解決にはならないと思います。解決どころか障害のある本人に恐怖と不安を植え付けてさらなる問題行動を引き起こしているのだとすれば、それは虐待と呼ばれても仕方がないかもしれません。

容易に代替方法が見つからないから仕方なくやっているわけですが、この虐待防止法が施行されるのを機に、「仕方がない」から少しでも脱皮して支援を深めていく方向に考えていただきたいものだと思います。

前号と今号の2回にわたり「3・11東日本大震災」に関する現地での状況や現況調査の取り組みをご紹介します。

今号では、(社)日本自閉症協会の「災害時における自閉症をはじめとする発達障害のある方の行動把握と効果的な情報提供のあり方等に関する調査」の事業に、全自者協から五十嵐会長と広報委員会の森下が、委員と調査員として現況調査に入りました。その報告をご紹介します。

東日本大震災被災地調査を終えて

全国自閉症者施設協議会

会長 五十嵐 康郎

厚生労働省の平成23年度障害者総合福祉推進事業「災害時における自閉症をはじめとする発達障害のある方の行動把握と効果的な情報提供のあり方等に関する調査について」を日本自閉症協会が実施することになった。

調査研究の内容は「研究1ー被災地の現況調査及びケース検討」

「研究2ー自閉症をはじめとする発達障害のある方々の行動変化と支援に関するアンケート調査」

「研究3ー「防災・支援ハンドブック」(仮題)の作成と公刊」である。

昨年4月に広報委員長の森下君が被災地の現地調査を行った経緯から、私と森下君が「研究1ー被災地の現況調査及びケース検討」を担当することになり、宮城県、岩手県、福島県、茨城県の現況調査を実施した。今号では、全調査に参加した森下君が被災地の状況や復興に向けた取り組みなどについて報告する。

私は、日程の関係で、福島県の現況調査のみの参加だったが、今回の調査で感じたことや今後起こりうる可能性が高いと言われている東海、東南海、南海地震等の災害時に取り組むべき課題について述べたい。

福島県は原発事故の影響が極めて大きく、警戒区域外の福島市や郡山市からも、多くの市民が県外に避難している。福島県立富岡養護学校は、警戒区域に含まれているために生徒が県内・外に分散して避難している。同校の大関校

長は、被災者で自宅を失い転々としながらも、生徒の安否確認や県内の分教室を回って精力的に取り組んでいるが、休職して県外に避難した教師も多く、教育に支障をきたしている状況であることやある老人福祉施設の施設長が「後はお願ひね」と職員に言い残して避難したなどの信じがたい話も聞いた。

東日本大震災では、福祉避難所の指定などの事前の準備が殆どなされていなかったために、大きな混乱の中で、自閉症の人たちが避難所に入れず、自家用車や親戚宅等を転々と移動するなど、大変辛い思いをしたことが明らかになった。このことから自閉症者施設や特別支援学校等を自閉症の人たちのための福祉避難所に指定することや被災地にスタッフを派遣して、現地の自閉症協会や発達障害者支援センターと連携して、ニーズを把握し、真に必要な支援を迅速に実行に移すなど、震災時の課題が明らかになった。

現地調査

全国自閉症者施設協議会

広報委員長 森下 尊広

○調査期間

- 1、11月30日～12月1日 宮城県
- 2、12月8日～12月9日 岩手県
- 3、12月13日～12月14日 福島県
- 4、12月21日～12月22日 茨城県

東日本大震災の被災地の状況

○初期段階での対応の難しさ

岩手県保健福祉部障がい福祉課主査の小澤さんは、自閉症児者への直接的な人的被害の報告はなかった。しかし、家族の死亡や、家屋倒壊などの自閉症児者を取り巻く大幅な環境変化が見受けられ、避難所などでの生活を余儀なくされ、発災初期は避難所生活が困難な事案や心理的ストレスを抱える発達障害児者への対応の難しさが浮き彫りとなったと語る。

福島県保健福祉部障がい福祉課主査の熊坂さんは、今回の震災では兎に角原発の問題が大きく①準備期間のない突然の避難②避難先から次の避難先に転々と移る状況③役場機能の分散、情報管理の限界④自治体による対処の差を、痛感したという。

○ニーズ把握と支援の困難さ

①緊急で大規模な住民避難・役場機能の移転

震災からしばらくは行政機能が低下し、住民がどこに避難したのかを把握するのが難しい事態になり、障害のある人たちがどこに避難しているのか、困っていること、支援してほしいことは何か把握することはさらに難しい状況であった。

②支援をすること、受けることの難しさ

4/10～13にJDDネットによる巡回相談と地域の状況把握を実施。その中の報告では、避難所で生活が難しい方や震災後に不眠や退行がみられた子ども们的話があり、1人1人とても困難を抱えていた。しかし、「このぐらいは大丈夫です」「もっと大変な

人がいるから」との返答が多くあり、我慢している傾向も見られた。

○支援を上手く受けることの大切さ

また熊坂さんは、災害時には支援を上手く受ける、「困っていません」と相談することの大切さを感じたと言います。また、支援者側も外部からの支援を上手く受けることも大切。そして、災害時には支援者側も混乱するため、外部の方からの支援で客観的に事態を把握することも大事と語る。

○特別支援学校・特別支援学級の対応

4県の調査において、ほとんどの特別支援学校は、指定避難所ではなかったため震災当日保護者の方は、我が子連れで近隣の避難所、親戚宅、車中泊、倒壊しかかった我が家に帰るしかなかった。一部地域では、指定避難所になっていたが、一般市民と一緒の避難生活のため、1週間もいられなかった。

また、岩手県の津波被害が大きかった県立宮古恵風支援学校では、保護者と連絡がとれず、学校

長の判断で1週間ほど生徒を預かった。

宮城県仙台市立高砂小学校は、学校自体が指定避難所になっており、その特別支援学級では、震災当日役所職員が備蓄米を持って学校に入り、地区割りを行い地区長と避難所運営を行った。「このままでは、支援学級の生徒の居場所が確保できない」と、危機を感じた支援コーディネーターの遠藤先生が、学校長にお願いし、体育館の音響室を確保することが出来た。普段から、校長と自閉症児への支援の難しさを共有していた事で、校長も直ぐに役所職員・地区長に掛け合い部屋を確保することが出来き、連携の大切さを感じたという。

心強い地元の支援力

「JDF被災地障がい者支援センターふくしま」

JDF被災地障がい者支援センターふくしまは、3月19日に立ち上げ、4月頃から活動を開始した。それまでは、県内に宅急便も行かない中、被災者の方に物資を

届けたり、各団体がそれぞれ利用者の安否確認を行っていた。そこで、はじめは郡山市内の5つの団体で支援センターを立ち上げました。しかし、被災者からは「相談支援事業の窓口を1つにして欲しい」との要望があり、県と交渉して6月に予算が付く事になりました。その甲斐あって、現在では「被災障がい者個別支援」「被災事業所支援」「県外避難被災障がい者支援」「被災地の障がい者ニーズ調査・県外への避難所の情報提供と紹介」等、県全体をカバー出来るまで幅広い支援に取り組んでいる。」と、支援センターの相談支援員の宇田春美さんは語る。

他にも震災当時は、TVで相談を受けられるテロップを流してもらったり、小さな子どもや自閉症の子ども、外出困難な人がいる家庭には、配食サービスの実施や物資の買い出しの代行等、幅広い支援を行っていた。

○避難所に障害者が少ない

福島県では一時避難所に入らず、体育館の倉庫や駐車場で過ごす人もいた。避難所には、高齢者

と身体障害者の方が多く避難した。自閉症のお子さんをお持ちの家族に個室の利用を考えたが、郡山市と福島県が建物の管轄を巡ってトラブルとなった。しかし相談員の方たちの必死の交渉の末、個室で受け入れてもらえたケースもあった。だが、このようなケースはわずかであった。

(郡山市に事務所を置くJDF被災地障がい者支援センターふくしま)



○今後の課題

仙台市発達障害相談センター「アーチル」所長の佐藤幸子さん

に、今後の課題を聞いてみた。所長の佐藤さんは、「とにかく緊急時の情報伝達の難しさ。『助けて』を言わない人や、言えない人、我慢してしまう人等、SOSをどこに発信し何処が受けて、何処から何処に助けが来るのか？が、明確になっておらず、今回の震災で如実になった。障害特性の問題ではなく、日頃から福祉ネットワークとの繋がりが薄く、そこから漏れている家族を今後どう拾い上げ、災害時には今回のような事態に陥らないかが課題だ」と語る。また中には、震災後の行動で、高機能自閉症やアスペルガー症候群の方に多かったのが、ポータブルゲーム機への依存。避難生活でやる事がなく、毎日ポータブルゲームに没頭の日々で日常の生活に戻るのが大変という声があった。

○要援護者リスト登録のについて

今回の調査の中で、「要援護者リストに登録していて良かった。」という声は残念ながら1件もなかった。

事前に登録しておくメリット

がはたしてあるのだろうか疑問である。第一に、支援リストに登録しておいても、緊急時に「情報が引き出せない。流されてしまった。」では、全く意味がない。また「何のために登録し、災害時にはどここの機関の〇〇が情報の開示を許可する」というところまで取り決め明記しておく必要があるのではないだろうか。

○避難訓練のあり方

建物から避難先に避難する訓練も必要だが、避難所の生活や非常食の試食、仮設トイレの利用など、平時から月単位、年単位、防災の日の合同避難訓練等を通して、経験しておく必要があると感じた。

今回の調査の中で、震災当日スムーズに避難場所へ避難出来たが、その後の避難所の設置や運営が分からず、手間取ったケースが多々あった。そのため、避難所では一般市民にスペースを埋められたり、「何処へ避難すべきか」を、その時に考えるという事態に至った。

調査を終えて

今回の調査を終えて感じた事は、「啓発活動の強化」「ネットワーク作りの強化」「避難訓練の強化」である。そして災害時、家族単位で揃えておかなければならない備蓄品や、どうやって生きていけばいいのか？等のサバイバル技術も同時に発見出来たように思う。しかし、本当にそれで良いのだろうか？行政依存するわけではないが、行政がある程度作っておかなければならなかったシステムはどうだったのか？もう少し行政サイドから市民に対して反省点や改善点、社会保障の問題等の報告を期待したい。

また今回の震災で、一部の中には兄弟姉妹に自閉症児者を持ち、一緒に避難生活をおくった方もいた。自閉症の兄弟姉妹がいる事で、大変な思い理不尽な経験を受けた事に対して、どう気持ちを整理していくのか？今回の震災で何を感じたのだろうか？いつか機会があれば聞いてみたいと思う。

震災後被災地では、新たに作業所を立ち上げ復興に向け取り組んでいます。その中の一つ、作業所の「すずらんとかたつむり」さんの取り組みをご紹介します。

「すずらんとかたつむり」さんは、EN project Japan（エンプロジェクトジャパン）実行委員の中田源氏と共同で、「全国の方々に、この震災を忘れないで欲しい」というメッセージを込めて、復興支援グッズを生産し、全国に向けて販売を行っています。

その一つ「陸前高田」の瓦礫を使い作業所の方々が、慎重にハサミで細断しヤスリで削っています。これは、一つとして同じ物はないオリジナルな商品です。名付けて「瓦 Re:KEYHOLDER」（ガレキホルダー）というキーホルダーです。



熱心に商品の説明をする中田さんと作業所スタッフの吉田さん。写真左（EN project Japan 中田氏）中央（スタッフ吉田さん）右（自閉症協会理事三苦氏）最右（右手県自閉症協会熊本会長）



写真右
「瓦 Re:KEYHOLDER」

他にも「すずらんとかたつむり」さんは、地元の方達の支援を受けて、写真のような復興支援グッズのパーツの組立や袋詰め等も行っています。



写真右
一本松をモチーフにしたストラップ



写真右
缶バッチ

【販売元】

「すずらんとかたつむり」

0192-54-2880

【中田源氏の紹介】

株式会社 HAND MADE

EN project Japan（エンプロジェクトジャパン）実行委員。

EN project Japan は、2011年3月11日の東日本大震災後、「今、自分には何ができるのだろう」という想いから結成された団体です。発起人である曾田雄志が元スポーツ選手であることから、アスリートが持つ「忍耐力」、「向上心」、「献身的」という精神が、復興への強い力になると信じ、アスリートに声掛けを実施。

震災復興への同じ思いを持つ、競技・種目の垣根を越えた19名のアスリートに賛同頂きました。

現在は、東北への支援活動と、経済活性化のための活動、またこの「縁」を大切に、震災復興と共に子供達の心を育むスポーツ振興活動や文化振興を北海道発信で行なっています。

<http://www.enproject.jp/>

初級の視察研修先

医療機関:
博愛病院(就労B、デイケア)
別府発達医療センター(リハビリ・児通園)
大分子ども療育センター(リハビリ・児通園)

福祉施設:
自閉症総合支援施設 萌葱の郷
(児デイ・者通所・入所・地域生活・就労B)

教育機関:
新生特別支援学校

※ 萌葱の郷以外は、4機関から2機関を選択する

パートによる講座の他、各関係機関の現場や視察、実地などを伴う研修を織り込むことができました(図8)。具体的には、初級では、「知る」ことを目的に各現場を視察できる研修内容(図5)を、そして中級では「関わる」ことを目的に現場でスーパーバイズを受けられ実地研修(図6)を取り入れ、上級においては、事例検討会や保護者による相談会などに参加いただくことで、支援計画を作成したり、相談に応じるスキルを身に付けていただくことを目指しています(図7)。

関のエキスパートからスーパーバイズを受けられることを特色としています。その反面、内容が非常に多岐に渡り、年間で約100日程度開催されているプログラム

上級の実地研修先: 大分県自閉症協会

- 各部会の定例会への参加
(年少部会、青年部会、高機能・アスペ部会)
- レクリエーションや宿泊キャンプへの参加
(あつむの会、ひい☆はび、夏季キャンプ等)

保護者の抱り
とニーズ把握
を行う研修

夏季キャンプにて、
自閉症児との共同
生活を体験する

※ 他にも2講座と事例検討会への参加を必須とする

中級の実地研修先: 自閉症総合援助センター

成人施設 視察・実地研修
(施設における自閉症者の行動調整支援)
(就労B・ケアホームにおける地域生活支援)

初級者 1日間 事業説明・見学
中級者 3日間 実習・事例紹介(SV)

児童デイ 視察・実地研修
(母子交流、地域交流、SST)

初級者 1日間 事業説明・見学
中級者 2日間 実習・事例紹介(SV)

(図9)の約4分の1となる25日間の研修を3年かけて受けるといったハードスケジュールでもあるため、仕事の都合上、留年されたり、継続できなくなる方もいま

発達障害児支援専門員派遣実績

年度	派遣件数	派遣先
平成21年度	96件	106件
平成22年度	192件	

講座の協力機関

行政: 大分県福祉保健部障害福祉課
大分県障害者職業センター

医療機関: 西別府病院、別府発達医療センター

教育機関: 大分県特別支援教育推進課

福祉施設: 自閉症総合支援施設 萌葱の郷

当事者団体: 大分県自閉症協会

※ 医療・教育・福祉の講座に関しては、初級コースと中級コースを用意

大分県発達障害がい者支援専門員派遣事業
県内市町村に専門員(スーパーバイザー)を派遣

- 発達障害がいに関する適切な相談・支援方法を理解し、支援に携わった実績を有するスーパーバイザーが、発達障害がい児・者の支援を検討するケース会議等に訪問してお手伝いをします(無料)

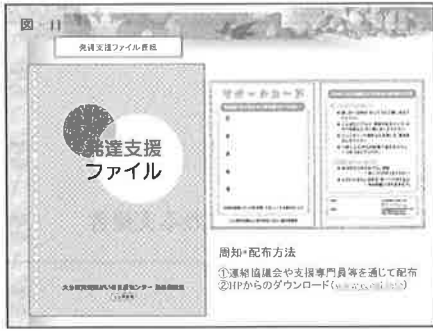
実績: 平成21年度96件(申請106件)、平成22年度192件

す。しかし、受講希望者が年々拡大しているとともに、大分県内の人材として期待がもたれていることから、平成21年からは大分県発達障害がい者支援センター連絡協議会による選考会を開催するようになりました。

本研修会のプログラムをすべて受けられた修了者には、平成21年度から県の委託事業である「大分県発達障害がい者支援専門員派遣事業」(図10)を通して、大分県内の各関係機関において、発達障害がい児・者の支援に関する個別支援会議やケース検討会などを開催する際の助言者、あるいは研修会の講師などを務めていただいています。更に、その動きに連動して、

継続研修や情報伝達を目的とする「大分県発達障がい者支援専門員の会」が自主的にも行われるようになりました。

専門員を始めとする各専門機関が連携していくための共通ツールとしては、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会にて創作した「発達支援ファイル」(図11)の活用をすすめており、本ファイルに併せて、日常生活の中での配慮のみならず、災害時に連絡調整を行うことを目指して「発達支援登録証」(図12)を発行するなど、大分県内における発達障害児者の支援体制を具体的に広げることができています。これには、各方面からのニーズやご協力がありま



したことはもちろんですが、平成18年度に大分県が発達障がい者支援体制整備事業の一環として、大分県による発達障がいに関する実態調査(図13)が行なわれ、その

図13 大分県発達障がい児者実態調査 (実施主体: 発達障がい者支援体制推進会議)

発達障害者支援法に定める発達障がい児(者)の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備について検討を行うための実態把握を行う

- 平成18年度 発送1,482通 回収1,119通 回収率75.5%
- 保護者、保育所、幼稚園、学校、施設、相談機関の実態調査
- 平成19年度 分析のための検討会議 6回
- 大分県発達障がい者支援体制基本方針の作成
- 平成20年3月策定 県民意見の募集と反映
- 大分県発達障がい者支援体制整備基本方針の策定

周知方法: 冊子の配布と県ホームページへの掲載

図12 発達支援登録証(大分県)

- 地域生活をおくる中で、発達の特異性に対する配慮や支援が必要であることの理解を得られやすくなることを目指し、診断書、もしくは検査結果証明書に基づいて大分県発達障がい者支援センターが発行する

- 大分県発達障がい者支援センター連絡協議会の場で承認を受け、平成22年6月1日から実施



図14 大分県発達障がい者支援体制整備基本方針の柱 (実態調査の結果)

A: 各ライフステージにおけるニーズ

- ①早期発見・早期療育の体制整備
- ②生活・就労支援の推進
- ③学校(学齢期)における支援

B: 全てのライフステージにおけるニーズ

- ①知識の普及・啓発
- ②専門家の養成
- ③関係機関の連携体制の整備

平成20～24年度 大分県における施策の指針として位置づける

結果に基づいて平成19年度に「大分県発達障がい者支援体制整備基本方針」(図14)が策定されたことが大きな後押しともなっています。

このように、当センターでは、開設当初より、公的な立場で発達障がいに関する専門的な見立てを行なえる専門家を位置付け、活用するといった、支援者側の構造化に務めてまいりました(図15)が、こうした動きは、全国の支援センターにおいても注目が高まりつつあり、形式にそれぞれ違いはありますが、発達障害に関する専門家の養成や位置づけを行うセンターが増えてきています。また、その取り組みにおける情報交換もセンター間で行われつつあり、支援者側のネットワークを広げていくことを発達障害者支援センターの役割として進めていくことが、発達障害者に関する支援をより身近な地域や場面で受けられる体制につながるものとして、期待されています。

大分県発達障がい者支援センター
 ECOAL
<http://ecoalinfo>
 (大分県発達障がい者支援センター)
<http://moeginosatornet>
 (社会福祉法人 萌葱の郷)
 Email: ecoal@moeginosatornet

1. 世界自閉症啓発デー 2012・シンポジウム

日 時：2012年4月7日（土）10:00～16:30

- ・会 場： 灘尾ホール（東京都千代田区霞が関 3-3-2）
- ・テ ー マ： 『私たちの育ちを信じて！愛して！』
- ・内 容： （1）式典
- （2）シンポジウム
 - ・テーマ「私たちの強みと生きにくさ」
 - ・シンポジスト：当事者、保護者、福祉分野に関わる支援者
- （3）被災地からのその後の報告
 - ・テーマ「3.11 当事者と家族の現実！」
 - ・現地報告：岩手県、宮城県、福島県、茨城県
 - ・支援者報告：医療・教育・報道から
- （4）当事者によるアート&ミュージック
 - ・テーマ「輝く明日へ」
- （5）宣言「世界自閉症啓発デー 2012」
 - ・定 員：500名

2. 東京タワーライトアップ企画（場所：東京タワー）

（1）東京タワーブルーライトアップ

日 時：2012年4月2日（月）18:15～

（2）パネル展示（タワー内 2F 通路にて）

日 時：2012年3月23日（金）～4月8日（日）

お問い合わせ：（社）日本自閉症協会 03-3545-3380
 （詳細については、<http://www.worldautismawarenessday.jp/>）

自閉症児・者のための総合保障のご案内

（社）日本自閉症協会共済事業とA I U傷害保険がセットされています

年間掛金 15,600 円（1ヶ月 1,300 円）で、病気・ケガ・他人への損害賠償に対応！

毎月加入受付しています。20日までの申込で翌月1日から加入できます。

全自者協加盟施設に通所・入所されている方はどなたでも加入できます。

共済事業給付金・・・病気・ケガでの入院で2日目から30日間を対象とします

①入院共済金	・付添介護費用	1日	8,000円（6時間以上の付添）
（病気・ケガ）	・差額ベッド費用	1日	5,000円までの実費
	・入院臨時費用	1入院	5,000円
	・入院諸費用	1日	1,000円
②死亡弔慰金	病気によるもの		50,000円

A I U傷害保険金・・・ケガによる入院・通院、他人への損害賠償 を対象とします

- ① 本人のケガの補償 地震・噴火・津波補償特約セット
 - ・入院1日 3,000円 ・手術保険金 12万～3万 ・1通院 1,500円
 - ・死亡したとき 300万円 後遺障害が残ったとき 300万円～9万円
- ② 他人への損害賠償 対人・対物1事故支払限度額 5,000万円まで（自己負担額なし）

◆◆◆詳しくは下記までお問合せください◆◆◆

（社）日本自閉症協会共済事業 業務代行

A S J 互助会 事務局 月・火・木・金 10:00～16:00

TEL 03-5287-1391 FAX 03-5287-1392

